

事業承継設備投資助成

助成額 製造業 最大 **500万円**
 その他の業種 最大 **250万円**

※ 対象経費の1/2以内で助成します。

事業承継を契機に更なる競争力強化を目指した設備更新・導入や世代交代を見据えた事業承継に伴う設備更新・導入に対する費用の一部を助成します。

対象者

中小企業基本法に規定する中小事業者で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件をすべて満たしていること。

※みなし大企業は除く

- (1) 品川区で引き続き1年以上事業を営んでいること
- (2) 前年度の法人住民税を滞納していないこと
- (3) 品川区に対する使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- (4) 事業承継を3年以内に行う見込みを有する方
 もしくは事業承継してから3年を経過していない方

- (5) 本助成金申請前に品川区事業承継支援事業の専門家派遣を受けた方

※専門家派遣は、代表者と後継者もしくは後継者候補者のお二人で受けていただきます。

※申請は(5)を実施した方のみ受付します。

※書面審査・実地審査の総合的な審査のうえで、助成対象企業を決定します。

対象経費

- (1) 事業承継を契機として老朽化による設備更新
- (2) 更なる発展に向けて競争力強化を目指した最新機械設備の購入
- (3) 内装・外装工事（小売業・サービス業に限る）

申請期間

第1期：平成31年2月15日（金）～3月22日（金）午後5時必着

事業承継専門家派遣の申込は、平成31年3月15日（金）まで。

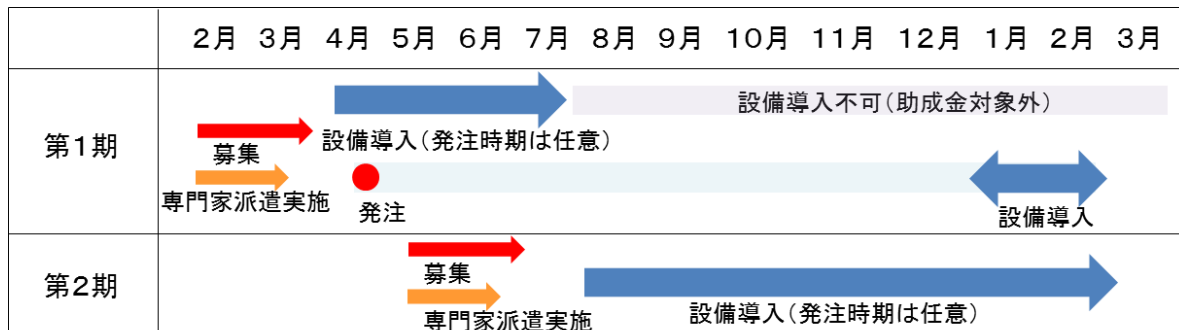
（平成31年4月～令和元年7月設備導入分、もしくは平成31年4月に発注して納品までに8カ月以上かかる設備導入分）

第2期：令和元年5月7日（火）～6月14日（金）午後5時必着

（令和元年8月～令和2年2月導入分）

事業承継専門家派遣の申込は、令和元年6月7日（金）まで。

申請の流れ



(1) 申請された助成金については、審査の上交付を決定します。申請書提出の段階では、助成金の交付を約束するものではありません。

(2) 助成金交付決定がなされた設備について、平成31年4月～7月に更新・導入が必須となります。原則、令和元年8月以降の設備更新・導入については、助成交付決定した設備であっても助成対象外になりますのでご注意ください。（例外として、平成31年4月に発注して納品までに8カ月以上かかる設備更新・導入は、助成対象となります。）

※ ものづくり支援サイト（<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>）内の募集要項に事業全体の流れや審査、注意事項等の詳細を記載しております。ご申請の際は、必ず募集要項をお読みください。

【お問い合わせ】

品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係

TEL 5498-6340

FAX 5498-6338